

# 総務委員会資料

## 平成24年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第129号

川崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市災害対策本部条例の一部改正 新旧対照表

平成24年8月29日

総務局

## 川崎市災害対策本部条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市災害対策本部条例 昭和38年3月19日条例第15号</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「本部」という。）に<u>関し必要な事項を定めるもの</u>とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</p> <p>2 災害対策副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。</p> <p>(部)</p> <p>第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。</p> <p>2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。</p> <p>3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。</p> <p>4 部長は、部の事務を掌理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。</p>	<p>○川崎市災害対策本部条例 昭和38年3月19日条例第15号</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「本部」という。）に<u>関し必要な事項を定めることを目的</u>とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</p> <p>2 災害対策副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。</p> <p>(部)</p> <p>第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。</p> <p>2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。</p> <p>3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。</p> <p>4 部長は、部の事務を掌理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。</p>